

兵庫県稲美町農業委員会
令和4年10月定例会会議録

- 1 開催日時 令和4年10月25日（火）13時30分～14時30分
- 2 場 所 稲美町役場 本館3階 303会議室
- 3 議 事
報告第12号「農地法第4条第1項第9号の規定による届出について（専決処理）」⇒承認（1件）
議案第33号「非農地証明交付申請の承認について」⇒承認（1件）
議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」
⇒許可（5件）
議案第35号「農用地利用集積計画の決定について」⇒決定
議案第36号「農業経営改善計画の認定について」⇒適当（3件）
- 4 出席委員（14名）
1番・藤本勝彦 2番・坂本英正 3番・松尾和孝 4番・山口 透
5番・梅本成子 6番・上田尚秋 7番・船岡重夫 8番・坂元三郎
9番・井澤 守 10番・鳴瀬敏雄 11番・丸山治正 12番・大西寿々代
13番・福田 修 14番・高松幹博
- 5 欠席委員（なし）
- 6 事務局
局長 松本るみ子 課長補佐 中川 剛
- 7 議事録署名人
14番・高松幹博 委員 1番・藤本勝彦 委員
- 8 議 事
事務局： ただいまから令和4年10月定例会を開会いたします。
開会にあたり、稲美町農業委員会会長坂本が開会のご挨拶を申し上げます。
会 長： 開会挨拶
事務局： ありがとうございます。
それでは、議事にはいります。
稲美町農業委員会会議規則第4条には、「会議は会長が議長とな

り会議を運営する」との規定がございます。会長が議長に就任し、議事を進行いたします。よろしくお願いいたします。

議長： それでは、議事に先立ちまして、会議の成立と委員の出席状況を報告いたします。稲美町農業委員会会議規則第6条の規定では、会議の成立には過半数の委員の出席が必要とされております。

本日は、委員全員が出席されていますので、会議は成立いたします。

次に、本日の会議の議事録署名委員を、稲美町農業委員会会議規則第13条の規定により、議長より指名いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長： 異議なしの声がありましたので、指名いたします。

議事録署名委員は、14番高松幹博委員、1番藤本勝彦委員の両名にお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。委員各位のご協力よろしくお願いいたします。

今月の議案は、既に配付いたしておりますとおり、報告第12号及び議案第33号～第36号まででございます。よろしくご審議をお願いします。

議長： それでは、報告第12号「農地法第4条第1項第9号の規定による届出について」(専決処理)を議題といたします。届出件数は1件です。「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所在： 稲美町中一色字大坪（中一色集落内）

地目： 田（現況宅地）

面積： 214㎡のうち 114㎡

申請人： 町内在住の農家

転用目的： 農業用倉庫。昭和50年頃整地、建築。始末書添付。

受理日： 令和4年10月25日

事務局： 専決処理の報告で済む届出ですが、始末書が添付されている案件ですので、定例会終了後、本日付けでの受理としたいと思います。

議長： 説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。（意見、質問なし）

議長： 特に、意見、質問がなければ、耕作の事業を行う者が、農作物の育成事業のために、2a未満の農地を農業用倉庫に供する転用ですので、稲美町農業委員会として、令和4年10月25日付けで届出人に受理

通知書を送付することをご了承願います。

議長： それでは、議案第33号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。申請件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所在： 稲美町岡字東 田（現況 宅地） 99㎡
田（現況 宅地） 215㎡
（岡東集落内） 2筆合計 314㎡

農地法第2条第1項の農地でなくなった時期：

昭和53年3月に住宅を建築、昭和61年6月に納屋を建築して以降現在まで建物敷地、進入路、駐車場等として利用。

平成11年4月21日撮影の空中写真添付。

議長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は西澤委員です。申請地は東が宅地、西は排水路、南は駐車場、北は町道です。農業用水・排水や周辺農地、道路への影響はないとの報告をいただいています。

議長： 「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

事務局： 令和4年10月20日13時30分～16時00分までの間、9番井澤守農地担当副会長補佐、1番藤本勝彦委員、7番船岡重夫委員及び事務局1名の合計4名で、申請地の現地調査を実施しました。

担当委員から調査結果を報告願います。

9番・井澤委員： 現地調査で申請地2筆が図面のとおり使用されていることを確認しました。周囲に農地はありません。用排水、道路等への影響はありませんので、承認しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

（意見、質問なし）

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり承認することに決定します。

議長： それでは、議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。申請件数は5件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町中一色字田中（中一色集落内）

地 目： 田

面 積： 177㎡

移動する権利： 所有権

譲渡人： 地元相続人（申請は成年後見人）

譲受人： 地元農家

農機具： トラクター・田植機・コンバイン・軽トラック各1台

栽培作物： 水稻

事務局： 説明は以上です。

議 長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は山田委員です。許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議 長： 「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

9番・井澤委員： 申請地は小さな農地で、しばらく耕作されておらず草が伸びている状態でした。現地は小分けの農地がいくつも並んでいますがそれぞれに給排水が完備しており、耕作に支障はありません。譲受人は申請地の近くに農地を所有する地元の農家で許可しても問題ないと思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

（意見、質問なし）

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号2」「番号3」は、譲受人が同じですので、一括で審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議 長： 異議なしと認めます。

「番号2」及び「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所 在： 稲美町印南字西場（印西公会堂北方）

地 目：田

面 積：1, 491 m²

移動する権利：所有権

譲渡人：町外在住所有者

譲受人：地元農業兼会社役員

農機具：トラクター・田植機・バインダー・トラック・糞摺機等

栽培作物：水稲、野菜、果樹

「番号3」

所 在：稲美町印南字西場 田 1, 785 m²

田 339 m²

(印西公会堂北方) 2筆合計 2, 124 m²

移動する権利：所有権

譲渡人：町外在住所有者

譲受人・農機具・栽培作物は「番号2」と同じ

議 長： 「番号2」「番号3」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は水野委員です。耕作については問題ないと思いますが、事前に地元と良く相談されるとよいのではとの報告をいただいています。

議 長： 「番号2」「番号3」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

1番・藤本委員： 申請地「番号2」と「番号3」の大きい農地は水稲のあとです。小さい筆は耕作無しでした。譲受人が営農されている町内他所の農地では、長期間の水張りで水が染み出すことがあると聞きましたが、若干で問題ない程度と判断しました。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、「番号2」「番号3」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号4」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号4」

所 在：稲美町蛸草字下條 (蛸草下条集落内)

地 目：田

面 積：3, 259 m²

移動する権利：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：地元兼業農家

農機具：トラクター・田植機・草刈機・農用自動車等

栽培作物：水稲

議 長： 「番号4」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は衣笠委員です。許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議 長： 「番号4」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

7番・船岡委員： 申請地は水稲を刈ったあとでした。給排水の整った農地です。譲受人は申請地の周辺で農地を借り受けて熱心に農業をされている方で、許可しても問題ないと思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、「番号4」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号5」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号5」

所 在：稲美町岡字東（岡東集落内）

地 目：田

面 積：1, 076 m²

移動する権利：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：地元農家

農機具：耕運機、管理機・草刈機・乾燥機・軽トラック

栽培作物：水稲、野菜

議 長： 「番号5」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は西澤委員です。許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号5」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

7番・船岡委員： 申請地は水稻を刈ったあとでした。申請地に給水はありますが、排水は申請地西隣の譲受人所有の農地にあり、一体利用することで耕作は便利になります。許可しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

（意見、質問なし）

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長： 全員賛成ですので、「番号5」は申請のとおり許可することに決定します。

議長： それでは、議案第35号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議長： それでは、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「概要」

利用権を設定する申請者（借受者）： 40件

利用権を設定する申請者（貸付者）： 215件

申請筆数： 571筆

申請面積： 759,954㎡

「明細」（町が作成する農用地利用集積計画）

利用権を設定する申請者（借受者）： 3件

利用権を設定する申請者（貸付者）： 9件

申請筆数： 10筆

申請面積： 14,001㎡

「明細」（中間管理機構が借受・転貸を同時に行う）

利用権を設定する申請者（借受者）： 37件

利用権を設定する申請者（貸付者）： 206件

申請筆数： 561筆

申請面積： 745,953㎡

議長： 地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 最適化推進委員に調査依頼をしたものは、ありませんでした。

議長： 委員方でご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議長： 委員から意見、質問はありませんので、採決いたします。
農用地利用集積計画を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、農用地利用集積計画は、原案のとおり決定いたします。

議長： それでは、議案第36号「農業経営改善計画の認定について」を議題といたします。意見を求められているのは3件です。

この議案の「1件目」についてですが、農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」に 番 委員が抵触しますので委員の退席を求めます。

(委員退席)

それでは、「1件目」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「1」 No.202209-01 法人(更新)

作目：水稲は作付面積・収量減、大麦は変わらず、

飼料米は作付面積・収量の増

農業用機械等の取得計画：防除専用乗用管理機・乗用田植機・フレールモア

平成29年法人化。理事の役割分担明確化、増員・若返りを図る。

圃場の大区画化、用排水のパイプライン化で省力化と生産性向上

農地を積極的に預かり、放棄田の防止に努める。

年間農業所得・年間労働時間は構想基準に適合

議長： 委員方でご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 委員から意見・質問がございませんので、採決いたします。

「1件目」について、計画が適当であると判断される委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「1件目」の農業経営改善計画について「適当である」と報告することに決定します。

退席中の 番 委員 は自席にお戻りください。

(委員、席に戻る)

議長： 次に、この議案の「2件目」についてですが、農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」に 番 委員が抵触しますので、委員の退席を求めます。

(委員退席)

「2件目」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のおり説明。

「2」 No.202209-02 法人（更新）

作目：水稲を始める、大麦・小麦は作付面積・収量の増
農業用機械等の取得計画：トラクター・コンバイン・田植機
・自走式草刈機

青色申告・複式簿記を継続し経営の健全化。福祉の充実。
機械化により省力化し、高齢化に対応、後継者の育成。
年間農業所得・年間労働時間は構想基準に適合

議長： 委員方でご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長： 委員から意見・質問がございませんので、採決いたします。
「2件目」について、計画が適当であると判断される委員の挙手を
求めます。
(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「2件目」の農業経営改善計画について「適当
である」と報告することに決定します。
退席中の 番 委員 は自席にお戻りください。
(委員、席に戻る)

次に「3件目」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のおり説明。

「3」 No.202209-03 個人（更新）

作目：トマト・パプリカ・スナップ・ブロッコリーは同じ
レンコンは作付面積・収量の増、ソラマメはなし

農業用機械等の取得計画：農業用井戸1本
出荷数量の細かな管理、新たな販売先の獲得。
土壌病害による減収を改善。資材の無駄を無くし経営状況改善。
年間農業所得・年間労働時間は構想基準に適合

議長： 委員方でご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長： 委員から意見・質問がございませんので、採決いたします。
「3件目」について、計画が適当であると判断される委員の挙手を
求めます。
(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「3件目」の農業経営改善計画について「適当
である」と報告することに決定します。

議長： 以上で、本日予定しておりました議事は、全て終了いたしました。
委員各位のご協力に感謝申し上げ、令和4年10月定例会を閉会いたします。

上記のとおり会議録を調整する。

令和4年10月25日

議長 坂本英正

委員 高松幹博

委員 藤本勝彦